たつの市立御津小学校いじめ防止基本方針

Ⅰ 本校の方針

本校は、「ふるさと御津に誇りをもち、夢や目標に向かって自立して挑戦する児童の育成~心を磨き、志を育む~」を学校教育目標とし、「知」「徳」「体」のバランスのとれた豊かな人間力を身につけた児童を育てることをめざしている。

児童は、人と人とのかかわり合いの中で成長していく。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場(学校)、温かい人間関係の中でこそ、児童は自己実現をめざすことができる。しかし、児童の生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されると、その場は居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。すべての子どもは、かけがえのない存在であり、子どもたちが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。そこで、全ての児童が安全・安心に学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう。いじめ防止に向け日常のお道体制を整備しいじめの未然防止を図りたがら、早期発見に取

そこで、全ての児童が安全・安心に学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

県教委の調査によると、令和2年度の県内の公立小中学校におけるいじめの認知件数は 19,396件にのぼり、子どもたちが生き生きと学校生活を送り、自己実現を図ることを阻む「いじめ」は絶対になくさなくてはならない喫緊の課題である。

いじめは子どもの命と人権に関わる重大な問題であり、人間として絶対に許されない行為である。こうした認識に立ち、本校の全ての教職員がいじめられている子を守りぬくという強い姿勢で指導していかなければならない。

そのためには、いじめに関する全校的な指導体制を確立させ、いじめが認知された場合には役割を明確にして連携体制で対応し、最後まで指導し切ることが重要である。また、「命」や「人権」についての指導の徹底を図るとともに、どの子にも居場所があり、温かい人間関係がつくれるような教育活動の実践、自浄作用を高める指導等を推進していくことも必要である。すべての教職員が「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という危機意識をもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを許さない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する 専門的な知識を有するその他関係者による日常の教育相談体制、生徒指導体制などの構築を充実させるための「いじめ対応チーム」を中心とした校内指導体制を定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

(4) いじめの解消の要件

○いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の 苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じて いないかどうか面談等で確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害 児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

※解消を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条で、第一号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第二号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」とされている。

第1号については、いじめを受ける生徒の状況で重大事態と判断する。生徒が自殺を企図した場合はもちろん、暴力行為等により身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一 定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、たつの市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、たつの市教育委員会の判断により、たつの市教育委員会が設置する付属機関で対 応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざし、開かれた学校となるよう情報発信に努める。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、PTA総会や学校行事などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取することにも留意する。

附則

この規則は平成31年4月1日より施行する。